

# 衰わらぼうし勉強会 「市民後見」ってなんだろう？

しみんこうけん

認知症などにより判断力が低下してくると、金銭管理や契約などの諸手続きが難しくなったり、トラブルにも巻き込まれやすくなります。そういった時のために活用できる「後見制度」も最近では弁護士や司法書士といった専門職だけではなく、身近な「市民後見人」という選択肢があります。「市民後見人」って、どんな人が、どんな支援をしてくれるの？具体的な事例も交えてご紹介します！



日時 平成28年10月25日(火)

13:30～15:00

場所 豊春地区公民館 講堂

講師 仮認定NPO法人市民後見センターさいたま

申し込み  
問合せ 春日部市第3地域包括支援センター  
048-753-1136

